

大阪市立大学杉の子保育園規程

(設置)

第1条 大阪市立大学（以下「本学」という。）に、本学で勤務する者、教育・研究活動を行う者及び本学の学生が養育する乳幼児の保育を行うため、大阪市立大学杉の子保育園（以下「保育園」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 本学で勤務する者及び教育・研究活動を行う者
- (2) 学生等 本学の学部生、大学院生、研修生、科目等履修生、特別履修学生、特別研修学生、客員研究員、日本学術振興会特別研究員、その他本学で教育、研究活動を行う者
- (3) 月極保育 1月を単位として、1月以上の期間継続して実施する保育
- (4) 一日（半日）保育 一時的に日時を指定して実施する保育

(目的)

第3条 保育園は、教職員及び学生が教育・研究及び勉学と育児の両立にあたり、市区町村の認可保育所等では受入れが困難な場合や、緊急、一時、断続的に保育を必要とする場合においても、安心して教育・研究及び勉学が続けられるよう支援することを目的とする。

(定員)

第4条 保育園の定員は、月極保育及び一日（半日）保育を合わせて、20名とする。ただし、月極保育は原則15名を上限とし、一日（半日）保育は月極保育数に合わせて定員を超えない範囲で実施する。

(休園日)

第5条 保育園の休園日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることがある。

(保育時間)

第5条 保育園の保育時間は、別表第1に掲げるとおりとする。

(利用資格)

第6条 保育園を利用できる者は、生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を養育する本学教職員及び学生等とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に保育園による保育が必要と認める者は保育園を利用できる。

(保育料)

第7条 保育園の保育料は、別表第2に掲げるとおりとする。

(業務の委託)

第8条 保育園の保育に係る業務については、業務委託により行うものとする。

(保育園の事務)

第9条 保育園に関する事務は、法人事務局法人管理部人事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、保育園の運営、利用及び利用資格に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表第1 (第6条関係)

保育の形態	保育時間	
	月極保育	基本保育時間
	延長保育時間	18時から19時まで
一日保育	基本保育時間	8時15分から18時まで
	延長保育時間	18時から19時まで
半日保育	基本保育時間	8時15分から13時15分まで及び13時15分から18時まで
	延長保育時間	18時から19時まで

別表第2 (第7条関係)

保育の形態	種別	年齢	身分	保育料		
				合計	内訳	
					保育料	保育料以外
月極保育	基本保育料	3歳未満児	教職員	50,000円/月	43,000円	7,000円
			学生	45,000円/月	38,000円	
		3歳以上児	教職員	38,000円/月	31,000円	
			学生	34,000円/月	27,000円	
	延長保育料	全員	250円/15分			
一日保育	一日保育料 (基本保育時間内)	3歳未満児	教職員	3,000円/日	2,600円	400円
			学生	2,700円/日	2,300円	
		3歳以上児	教職員	2,200円/日	1,800円	
			学生	2,000円/日	1,600円	

	延長保育料	全員	250 円/15 分			
半日保育	半日保育料 (基本保育 時間内)	3 歳未満児	教職員	1,500 円/日	1,300 円	200 円
			学生	1,300 円/日	1,100 円	
		3 歳以上児	教職員	1,100 円/日	900 円	
			学生	1,000 円/日	800 円	
延長保育料	全員	250 円/15 分				

備考

- 1 表中の年齢は、利用する年度の4月1日における年齢とする。
- 2 本学の教職員であり、かつ、本学の学生である者については、学生として取り扱う。
- 3 一日(半日)保育について、利用前日(保育園の休園日を除く)以降に利用の取消し又は変更が生じた場合は、表に定める額以内の額をキャンセル料として徴収する。
- 4 延長保育について、利用当日に利用の取消し又は変更が生じた場合は、表に定める額以内の額をキャンセル料として徴収する。